

陳 情	受 理 番 号	116	受 理 年 月 日	令和元年 11 月 21 日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	学童保育に関する陳情書					

学童保育に関する陳情書

1979 年、那覇市内の放課後児童クラブ（以下、学童）に対して初的那覇市単独の補助金が交付されてから今年で 40 年が経過しました。以降、那覇市の学童に関しては、那覇市議会の皆様のご理解や政策の成果もあり年々学童施設が増加し、現在では 91 ヶ所の学童（125 支援の単位）が補助金交付を受けております。日頃の放課後児童健全育成事業の充実にご尽力いただき心より感謝申し上げます。

学童保育の役割は、働きながら子育てをする保護者の仕事と子育ての両立を支援し、小学校に通う児童が放課後及び学校休業日を安全・安心に過ごせる居場所を作ることです。保護者が安心して就労できる環境を保障し、児童が健やかに成長できる生活の場・第 2 の家庭としての学童保育の重要性は高まっており、利用ニーズも年々増え続けております。那覇市議会におかれましても、学童保育の充実にに関する議論がなされているところとは存じ上げますが、那覇市にお住いの保護者の皆様が育児・就労を両立し、幼児保育（保育園・こども園など）から継続して安心した子育てができ、子ども達への保育の質が充実した学童の施設の中でさらに安心して生活・成長できる場となるよう、下記の件につきまして対策を講じ、公的な保障を実現して頂きますよう陳情致します。

記

1. 『放課後児童クラブ利用料軽減事業』を継続、さらに全学年対象の事業となるよう拡充してください。
2. 「障害児受入推進事業」について、障がい児の受け入れの有無に関わらず支援員を配置した場合、補助が受けられるように制度を変更してください。
3. 学童保育支援員の処遇を改善し、担い手不足の解消および継続した就労を保障するため、『放課後児童支援員等処遇改善等事業』の継続、また『放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業』を実施してください。
4. 学童保育専用施設の増設及び施設の確保、民間施設で実施している学童への家賃満額補助をしてください。

1.『放課後児童クラブ利用料軽減事業』の継続、さらに全学年対象の事業となるよう拡充してください。

平成 29 年度より『放課後児童クラブ利用料軽減事業』にて 1, 2 年生の児童を、平成 30 年度より 3 年生まで利用料の補助を行っていただき感謝申し上げます。

しかしながら、当事業につきましては施策の期限が令和 3 年 3 月までとなっております。

令和元年 10 月より、幼児教育・保育の無償化が開始されますが、現在保育園や子ども園を利用する貧困世帯（沖縄県の子どもの貧困率 25%）の児童・保護者が、将来学童利用を希望する際に利用料の負担が発生し、学童を利用したくても経済面の負担が大きくなり利用できない『小 1 の壁』といわれる状況になりかねません。安定した生活の保障と、保護者が安心して就労できるよう、令和 3 年以降も事業を継続して頂きますようお願い致します。

さらに、現在学童は平成 25 年度に国が定めた運営指針により、学童の利用がそれまでの 1~3 年生から全学年対象となったため、4 年生以上の児童の利用も増加しております。現在 3 年生以下で当事業を利用している世帯は、4 年生以上になると当事業を活用できなくなるため、学童の利用を希望しても利用料の負担が増えてしまうことから、諦めざるを得ない状況につながる可能性があります。

そのため、現在の 1~3 年生対象から全学年対象の事業となるよう拡充してください。

2.「障害児受入推進事業」について、障がい児の受け入れの有無に関わらず支援員を配置した場合、補助が受けられるように制度を変更してください。

現在、那覇市では障がい児の受け入れに関して、『障害児受入推進事業』として専門的な知識を有する職員を配置する際に補助や、4 名以上の障がい児を受け入れた際には『障害児受入強化推進事業』としての補助、さらに研修などでスキルアップの機会を設け、障がい児も学童で生活できるよう支援して頂き感謝申し上げます。

しかし、現在の那覇市の制度では、学童に障がい児がいなくなった場合には補助が打ち切られるため、それまで『障害児受入推進事業』を活用して採用していた支援員を雇えなくなります。そのため、障がい児の受け入れが運営に直結するため、事業を活用していない学童もあります。子どもの最善の利益を盛り込んだ「子ども権利条約」「児童福祉法」に基づき、学童保育の役割として、学童保育を必要とする子どもの放課後の安心・安全な生活を継続的に保障するとともに、「障がいの有無に限らず」受け入れる体制づくりが必要です。この事業で、障がい児を受け入れる職員を配置している場合に事業が利用できると、人材の確保ができ、いつでも障がい児の受け入れが可能となります。沖縄県内の他の自治体では「障がい児が在籍していない場合でも、障がい児を受け入れることが出来るように職員を配置している場合」でも補助をしているところもあります。

障がいをもつ児童を学童に入れたいという保護者が学童を利用できるよう、また、常時学童に専門性の高い支援員を配置できるよう制度の変更をお願い致します。

3. 学童保育支援員の処遇を改善し、担い手不足の解消および継続した就労を保障するため、『放課後児童支援員等処遇改善等事業』の継続、また『放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業』を実施してください。

平成 30 年度より『放課後児童支援員等処遇改善等事業』を開始、また令和 2 年度より 1 学童ごとの補助から支援の単位ごとの補助と、事業を拡充して頂き感謝を申し上げます。

それでも、保育士、小学校教員と比較すると待遇面で劣っており、求人を行っても必要な支援員の人員が集まりません。さらに、平成 30 年度の学童の実態調査では、支援員の約半数は勤務 3 年以内、10 年以上勤務の支援員は 1 割程度と短期間で退職してしまう支援員が多いため、処遇を改善し、専門的な知識と技能を有する支援員が安定して長期で働ける環境づくりが必要です。

児童のより一層の成長と保護者・児童が安心して利用できる学童となるためにも、国の事業である『放課後児童支援員等処遇改善等事業』の継続及び事業の拡大及び『放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業（勤務年数や事業所での役職・立場に応じ、月給の上乗せを国、県、自治体の補助で行う事業）』の開始をして頂き、学童の支援員の確保・長期雇用に努めて下さい。

※参考資料（那覇市の保育士初任給：17～26 万円、那覇市の学童支援員初任給：15～22 万円）

那覇市学童保育連絡協議会調べ

4. 学童保育専用施設の増設及び施設の確保、民間施設で実施している学童への家賃満額補助をしてください。

那覇市では学童の設置に際し、他市町村に先駆けて学校内の空き教室などの公的施設を活用するとともに現在では『沖縄県放課後児童クラブ公的施設活用促進等環境整備事業』を活用し、専用施設や校舎内に専用スペースを確保して頂くなど、整備拡充を進めて頂き感謝申し上げます。

ただ現状では、昨今の働き方改革や県外からの移住などによる利用希望者の増加に伴い、条例で定められている 1 人当たりの 1.65㎡の保育スペースの確保ができず、定員を超過しての保育を強いられている施設が多数あり、それでも待機児童が発生する可能性のある小学校区も少なくありません。

賃貸物件（住宅、事務所）にて学童を開所している事業所もありますが、現在那覇市から頂いている家賃補助（80,000 円）では足りず、那覇市全体の平均でおよそ年間 50 万円（パート 1 人程度の年収に相当）を学童が捻出せざるを得ず、保護者の方に利用料増額という形で負担して頂いている学童がほとんどです。また、新規や増園という形で開所を計画しても、近年の那覇市の地価高騰により経営面の理由から開所を断念せざるを得ない学童もあります。

子ども達に適切な生活の場を提供するため、また、待機児童の解消、定員超過の児童受け入れを解消するためにも、学校および学校以外の公的施設にて『沖縄県放課後児童クラブ公的施設活用促進等環境整備事業』を積極的に活用して頂く事に加え、保護者の負担減の為に家賃の満額補助をお願い致します。

以上